

第七号議案

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十六日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

(学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正)

第一条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則(昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表の二十二の項の原因の欄に次のように加える。

ニ 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合

(大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正)

第二条 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「種類」を「種目」に、「第六条第一項」を「第六条」に、「車賃、宿泊料、食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改める。

別表第三の五の項の原因の欄に次のように加える。

ニ 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合

(大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正)

第三条 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十六の項の区分の欄に次のように加える。

ニ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

看護休暇の取得対象に子の児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合を追加するとともに、職員等の旅費に関する条例（昭和二十六年大分県条例第二十八号）の一部改正に伴う規定の整備を行いたいので提案する。

○ 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>第一条～第七条（略）</p> <p>第八条 条例第十一条による特に承認を与える場合及びその期間 は次のとおりとする。</p>		<p>第一条～第七条（略）</p> <p>第八条 条例第十一条による特に承認を与える場合及びその期間 は次のとおりとする。</p>	
原因	特に承認を与える期間	原因	特に承認を与える期間
<p>一～二十一（略）</p> <p>二十二 職員が次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>ニ 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発達支援の用に係る付添いを行う場合</p>	（略）	<p>一～二十一（略）</p> <p>二十二 職員が次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>（新設）</p>	（略）
<p>二十三～二十五（略）</p> <p>二十六（略）</p> <p>二十七（略）</p> <p>二十八（略）</p> <p>二十九（略）</p> <p>三十（略）</p> <p>三十一（略）</p> <p>三十二（略）</p> <p>三十三（略）</p> <p>三十四（略）</p> <p>三十五（略）</p> <p>三十六（略）</p> <p>三十七（略）</p> <p>三十八（略）</p> <p>三十九（略）</p> <p>四十（略）</p> <p>四十一（略）</p> <p>四十二（略）</p> <p>四十三（略）</p> <p>四十四（略）</p> <p>四十五（略）</p> <p>四十六（略）</p> <p>四十七（略）</p> <p>四十八（略）</p> <p>四十九（略）</p> <p>五十（略）</p> <p>五十一（略）</p> <p>五十二（略）</p> <p>五十三（略）</p> <p>五十四（略）</p> <p>五十五（略）</p> <p>五十六（略）</p> <p>五十七（略）</p> <p>五十八（略）</p> <p>五十九（略）</p> <p>六十（略）</p> <p>六十一（略）</p> <p>六十二（略）</p> <p>六十三（略）</p> <p>六十四（略）</p> <p>六十五（略）</p> <p>六十六（略）</p> <p>六十七（略）</p> <p>六十八（略）</p> <p>六十九（略）</p> <p>七十（略）</p> <p>七十一（略）</p> <p>七十二（略）</p> <p>七十三（略）</p> <p>七十四（略）</p> <p>七十五（略）</p> <p>七十六（略）</p> <p>七十七（略）</p> <p>七十八（略）</p> <p>七十九（略）</p> <p>八十（略）</p> <p>八十一（略）</p> <p>八十二（略）</p> <p>八十三（略）</p> <p>八十四（略）</p> <p>八十五（略）</p> <p>八十六（略）</p> <p>八十七（略）</p> <p>八十八（略）</p> <p>八十九（略）</p> <p>九十（略）</p> <p>九十一（略）</p> <p>九十二（略）</p> <p>九十三（略）</p> <p>九十四（略）</p> <p>九十五（略）</p> <p>九十六（略）</p> <p>九十七（略）</p> <p>九十八（略）</p> <p>九十九（略）</p> <p>百（略）</p>	（略）	<p>二十三～二十五（略）</p> <p>二十六（略）</p> <p>二十七（略）</p> <p>二十八（略）</p> <p>二十九（略）</p> <p>三十（略）</p> <p>三十一（略）</p> <p>三十二（略）</p> <p>三十三（略）</p> <p>三十四（略）</p> <p>三十五（略）</p> <p>三十六（略）</p> <p>三十七（略）</p> <p>三十八（略）</p> <p>三十九（略）</p> <p>四十（略）</p> <p>四十一（略）</p> <p>四十二（略）</p> <p>四十三（略）</p> <p>四十四（略）</p> <p>四十五（略）</p> <p>四十六（略）</p> <p>四十七（略）</p> <p>四十八（略）</p> <p>四十九（略）</p> <p>五十（略）</p> <p>五十一（略）</p> <p>五十二（略）</p> <p>五十三（略）</p> <p>五十四（略）</p> <p>五十五（略）</p> <p>五十六（略）</p> <p>五十七（略）</p> <p>五十八（略）</p> <p>五十九（略）</p> <p>六十（略）</p> <p>六十一（略）</p> <p>六十二（略）</p> <p>六十三（略）</p> <p>六十四（略）</p> <p>六十五（略）</p> <p>六十六（略）</p> <p>六十七（略）</p> <p>六十八（略）</p> <p>六十九（略）</p> <p>七十（略）</p> <p>七十一（略）</p> <p>七十二（略）</p> <p>七十三（略）</p> <p>七十四（略）</p> <p>七十五（略）</p> <p>七十六（略）</p> <p>七十七（略）</p> <p>七十八（略）</p> <p>七十九（略）</p> <p>八十（略）</p> <p>八十一（略）</p> <p>八十二（略）</p> <p>八十三（略）</p> <p>八十四（略）</p> <p>八十五（略）</p> <p>八十六（略）</p> <p>八十七（略）</p> <p>八十八（略）</p> <p>八十九（略）</p> <p>九十（略）</p> <p>九十一（略）</p> <p>九十二（略）</p> <p>九十三（略）</p> <p>九十四（略）</p> <p>九十五（略）</p> <p>九十六（略）</p> <p>九十七（略）</p> <p>九十八（略）</p> <p>九十九（略）</p> <p>百（略）</p>	（略）
<p>2～4（略）</p> <p>第八条の二～第十一条の二（略）</p>	（略）	<p>2～4（略）</p> <p>第八条の二～第十一条の二（略）</p>	（略）

○ 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>第一条～第十三条（略）</p> <p>（旅行に係る費用弁償）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 前項の規定により弁償する費用の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和二十六年大分県条例第二十八号）<u>第六条</u>の鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、<u>宿泊費</u>、<u>包括宿泊費</u>、<u>宿泊手当</u>及び旅行雑費（以下「鉄道賃等」という。）とする。</p> <p>3～5（略）</p> <p>第十五条～第三十五条（略）</p> <p>別表第一・別表第二（略）</p>		<p>第一条～第十三条（略）</p> <p>（旅行に係る費用弁償）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 前項の規定により弁償する費用の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和二十六年大分県条例第二十八号）<u>第六条</u>の鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃</u>、<u>宿泊料</u>、<u>食卓料</u>及び旅行雑費（以下「鉄道賃等」という。）とする。</p> <p>3～5（略）</p> <p>第十五条～第三十五条（略）</p> <p>別表第一・別表第二（略）</p>	
<p>別表第三（第二十五条関係）</p>			
原因	休暇の期間	原因	休暇の期間
一～四（略）	（略）	一～四（略）	（略）
五 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十条第一項第	（略）	五 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十条第一項第	（略）

<p>六〇八 (略)</p>	<p>二号の表の備考二及び職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）別表第二の十九の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>イ〇ハ (略)</p> <p>二 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合</p>
<p>(略)</p>	
<p>六〇八 (略)</p>	<p>二号の表の備考二及び職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）別表第二の十九の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>イ〇ハ (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(略)</p>	

○ 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
第一条～第十八条（略） 別表第一（第十条関係）		第一条～第十八条（略） 別表第一（第十条関係）	
一～十五（略） 十六 臨時的任用職員が次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。 イ～ハ（略） ニ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合	区分 略	一～十五（略） 十六 臨時的任用職員が次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。 イ～ハ（略） （新設）	区分 略 休暇の期間
十七（略）	略	十七（略）	略

別表第二（略）

別表第二（略）

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の 一部改正について（議案概要）

1 改正を行う規則

- (1) 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和32年大分県教育委員会規則第3号）
- (2) 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第7号）
- (3) 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第8号）

2 改正理由及び主な改正内容

看護休暇（正規職員・臨時的任用職員は家族の看護休暇、会計年度任用職員は子の看護休暇）の取得対象に子の児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合を追加するとともに、職員等の旅費に関する条例（昭和26年大分県条例第28号）の一部改正に伴う規定の整備を行うもの

- (1) 看護休暇（正規職員・臨時的任用職員は家族の看護休暇、会計年度任用職員は子の看護休暇）の取得対象に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合を追加
 - ア 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（第8条）
 - イ 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（別表第3）
 - ウ 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（別表第1）

- (2) 職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う会計年度任用職員が公務旅行を行った場合に弁償する費用の種目の改正（大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則第14条）

3 施行期日

令和8年4月1日

(1) 対象の規則	学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則	大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則	大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則
(2) 改正理由	①看護休暇の取得事由に「児童福祉法に基づく児童発達支援を利用する子の付添いを行う場合」を追加 ②職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う規定の整備		
(3) 主な改正内容	<p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">①看護休暇の取得事由に「児童福祉法に基づく児童発達支援を利用する子の付添いを行う場合」を追加</p> <p>看護休暇の取得事由 ※正規職員及び臨時的任用職員は「家族の看護休暇(有給)」、会計年度任用職員は「子の看護休暇(無給)」</p> <p>【従来】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①家族の看護（負傷し、又は疾病にかかった家族の世話）〔※会計年度任用職員は9歳に達する日以後の最初の3/31までの間にある子〕 ②義務教育終了前の子の健康診断、予防接種等の付添い〔※会計年度任用職員は9歳に達する日以後の最初の3/31までの間にある子〕 ③感染症予防のための学校等への出席停止又は学校等の臨時休業により自宅待機する子の世話〔※正規職員及び臨時的任用職員は義務教育終了前の子、会計年度任用職員は9歳に達する日以後の最初の3/31までの間にある子〕 ④9歳に達する日以後の最初の3/31までの間にある子の行事参加（入園・卒園又は入学の式典等） <p>【追加】</p> <p>⑤児童福祉法に規定する児童発達支援を利用する子の付添いを行う場合</p> <p>※児童発達支援とは、発達障害など療育を必要とする子（主に0～6才の未就学児）を児童発達支援事業所等に通わせ、日常生活における基本的な動作や知識等の習得並びに集団生活への適応のための支援等を供与し、また、併せて児童発達支援センターにおいて治療を行うこと。</p> <p>【取得可能日数】 年間5日（時間単位での取得可）</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">②職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う規定の整備〔大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則〕</p> <p>条例に規定する旅費の種目（車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費など）が変わったことに伴い、規則で引用する条文の文言を変更する。</p>		
(4) 施行期日	令和8年4月1日		